

風俗環境保全協議会に関する規程

平成28年8月31日

公安委員会規程第5号

風俗環境保全協議会に関する規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項に規定する風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置地域)

第2条 協議会は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年条例第31号）第18条に規定する地域に置くものとする。

(委員)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別な理由があるときは、委員を解嘱することができるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の委嘱及び協議会の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。